

参 考

[根拠法令]

大津市下水道条例

(占用の許可等)

第 23 条の 2 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(排水設備を除く。以下「占用物件」という。)を設け、公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、公営企業管理者に申請してその許可を受けなければならない。ただし、占用物件について第 22 条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

- 2 前項の許可を受けた者は、占用料を納付しなければならない。
- 3 前項の占用料については、大津市行政財産使用料条例(昭和 46 年条例第 1 号)の例による。

[基準法令]

大津市行政財産使用料条例

(使用料の減免)

第 8 条 土地等の使用目的が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するとき。
- (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設をして使用するとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。